

未利用市有地の貸付けについての制限付一般競争入札【物件番号 29】
質疑に対する回答

令和8年（2026年）4月13日現在

番号	質疑	回答
1	本物件への車両乗り入れの為に道路側溝にグレーチング蓋を設置したいと考えていますが、側溝に破損部分があります。この側溝の工事は落札者の負担で行わなければならないのでしょうか。	グレーチング蓋設置のために道路側溝の補修が必要な場合は、落札者の負担でその工事を実施していただくこととなります。 グレーチング蓋の設置に係ることも含め、工事に当たっては、尼崎市道路課と協議し承認を受けた上で実施してください。
2	グレーチング蓋は民間で用意出来るのでしょうか。	工事前に道路法の手続きを行い、受枠付グレーチング蓋を設置ください。
3	貸付範囲が明確な資料をご教示ください。	次項別紙をご参照ください。
4	事業者にて現地で簡易的な測量を行うことは可能でしょうか。	番号3に対する回答をご確認いただいたうえで、別途、測量を行いたい場合は、道路整備担当へご相談ください。
5	最低年額貸付料は非課税ですか。	本件土地賃貸借契約は非課税取引となります。
6	開札には弊社社員が参加をする予定です。その場合、委任状は必要でしょうか。	開札の立ち会いに係る委任状は、不要です。
7	自販機の設置は可能でしょうか。	可能です。

未利用市有地の貸付けについての制限付一般競争入札【物件番号29】
 質疑に対する回答（別紙）

